

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成28年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして町長報告であります。報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、本町におきましても、職員の育児休業等に関する条例につきまして、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1ページ第3条は、「再度の育児休業をすることができる特別の事情」に関する規定で、第6号中、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条」2ページをお開きください。

「第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないことその他の」を加えようとするものです。

2ページ中段第4条は、「育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」に関する規定で、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないことその他」、3ページ中段第10条は、「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」に関する規定で、第7号中、「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていないこと」を加えようとするものです。

4ページ下段をご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。